

徳島県告示第七百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和二年十一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市大麻町松字丸山四四番一の一部	板野郡北島町綱浜字西ノ 須五一番地一一七	株式会社尾形建築
同 撫養町木津字奥中山一一八六番一の一部	鳴門市撫養町南浜字東浜 四四二番地	共栄石油株式会社
小松島市日開野町字北開二番一並びに一番一及び三番五の各一部並びに一番一の地先市有地	小松島市日開野町字北開 三番地	有限会社山橋建設
同 大林町字金岡三五番	同 赤石町一五番一 六号	林 和樹
板野郡松茂町長岸字下ノ越五七七番二及び六二五番一並びに五七七番二の地先町有地	東京都品川区大崎一丁目 一一番二号	株式会社ローソン
同 笹木野字八上三五番及び三六番二並びに三五番の地先町有地	徳島市応神町古川字日ノ 上三番四	株式会社ピースリビング